



委員会提出第1号議案

大田区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年2月16日

大田区議会議長 塩野目 正 樹 様

提 出 者

議会運営委員長 伊佐治 剛

## 大田区議会会議規則の一部を改正する規則

大田区議会会議規則(昭和31年10月3日議決)の一部を次のように改正する。

第129条の見出し中「速記」を「記録」に改め、同条中「速記法によつて速記」を「、録音機により記録」に改める。

### 付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### (提案理由)

議事の記録方法を改めるため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

<<<新旧対照表>>>

○大田区議会会議規則

例規集P207～

新	旧
<p>大田区議会会議規則 昭和31年10月3日 区議会議決 第1条から第128条まで（現行のとおり） （議事の<u>記録</u>） 第129条 議事は、<u>録音機により記録</u>する。 第130条から第133条まで（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>大田区議会会議規則 昭和31年10月3日 区議会議決 第1条から第128条まで（略） （議事の<u>速記</u>） 第129条 議事は<u>速記法によつて速記</u>する。 第130条から第133条まで（略）</p>